

CITY OF YOKOHAMA

下水道河川・水道・交通委員会
令和8年3月11日
交 通 局

市営バスの経営改善について



横浜市

1 令和8年度予算案に基づく今後の収支見通し

➤ 第9回市営交通経営審議会（前回常任委員会報告）の見通しとの変更点

令和8年度予算案における**敬老特別乗車証負担金の単価引き上げ**を反映

135円⇒141円 乗車料収入効果額**約1.8億円**

1 令和8年度予算案に基づく今後の収支見通し

➤ 累積資金残不足額の見通し

<経営健全化団体となる年度>

資金不足比率（営業収益に対する資金不足額の割合）
が公営企業の**経営健全化基準である20%を超える年度**

（単位：億円）

	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14
中期経営計画策定当初 （R5年12月策定）	45	31	11	▲ 17	▲ 33	▲ 53	▲ 61	▲ 72
見直し後 （第9回経営審議会報告） （2月13日常任報告）	52	29	7	▲ 39	▲ 80	▲ 126	▲ 178	▲ 238
8年度予算案反映 （今回報告）	53	31	11	▲ 33	▲ 72	▲ 115	▲ 165	▲ 224

<敬老特別乗車証負担金の単価見直しによる効果>

経営健全化団体となる年度は1年後ろ倒しとなるものの、
累積資金残不足額の**改善幅は限定的**

市営バスネットワークを維持するため、**運賃改定を可能な限り早期に実施**し、経営改善を図りたい

➤ 運賃改定幅（お客様からいただく運賃の値上げ幅）のイメージ

10～15%程度の値上げを想定

➤ 条例改正案提案時期

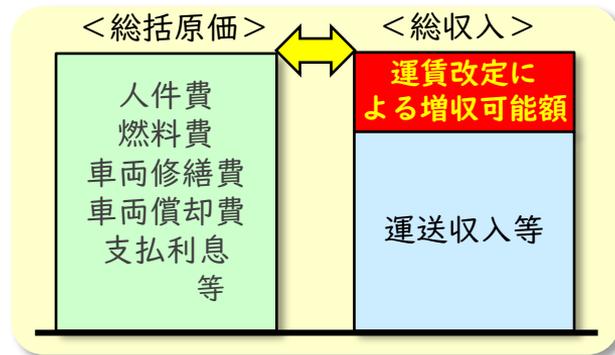
令和8年第2回定例会での提案に向けて準備を進めます

3 バス運賃認可制度の概要

➤ 運賃改定の仕組み

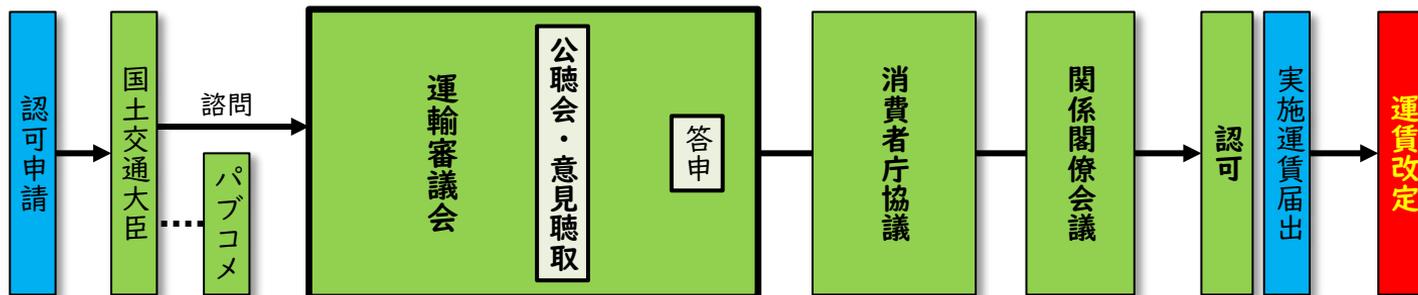
乗合バスの運賃は、事業に必要な費用（**総括原価**）に対し不足する収入を賄う額を上限として認可されます。

バス事業者は認可された上限額（**運賃改定による増収可能額**）の範囲内で実際の改定額を決定します。



➤ 認可手続き

市営バスは国土交通大臣に認可を申請した後、運輸審議会、消費者庁協議、関係閣僚会議への付議等が必要となる見込みです。



《参考》市内民間バス事業者の運賃改定状況

事業者	改定日	従来実施	改定後 実施運賃	改定後 上限運賃 ※1
小田急	R6.6.1	220円	240円	250円
	R7.10.1	240円	250円	250円（上限改定なし）
東急	R6.3.24	220円	230円	250円
	R7.10.1	230円	現金250円・IC240円	250円（上限改定なし）
相鉄	R7.3.15	220円	240円	240円
京急	R7.3.18	220円	240円	250円
川崎鶴見臨港	R7.3.18	220円	240円	250円
神奈中	R8.4.4予定	220円	240円	270円
江ノ電	（未実施）	220円	—	—
横浜市営	（未実施）※2	220円	—	—

※1：一般乗合バス事業の経営に必要な原価に応じて算出される、バス事業者が収受してもいいとされる運賃の上限額（国土交通省が審査の上認可）

※2：横浜市営バスの直近改定（消費税率改定に伴うものを除く）：平成9年9月1日

《参考》市営バスにおける普通運賃の変遷

